第４４７回上山市農業委員会総会議事録

１　期　　日　　令和７年１２月２５日（木）午後１時３０分開会
２　場　　所　　市役所　４０１・４０２会議室
３　出席委員　　１６人

１番　井上隆市委員	２番　江口勘四郎委員	３番　尾形智代委員
４番　上妻一実委員	５番　羽島誠一委員	６番　吉田敏恵委員
７番　黒田浩次委員	８番　冨田憲一委員	９番　山川光照委員
１０番　奈良崎洋一委員	１１番　長沼健司委員	１２番　松田陽一委員
１３番　鈴木萬四郎委員	１４番　後藤敏秀委員	１５番　原田広幸委員
１６番　木村辰也委員		

出席推進委員　　人
傍聴　　人

４　欠席委員
５　議事日程
日程１　諸般の報告
日程２　議事録署名委員の指名
日程３　議　第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程４　議　第２号　農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について
日程５　議　第３号　農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について
日程６　議　第４号　非農地判断について
日程７　報告第１号　農地法第１８条の規定による通知書の受理について
日程８　報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程９　報告第３号　使用貸借契約の解約書の届出について
日程　　報告第４号　非農地証明書の交付について
10
６　事務局出席職員
事務局長　伊藤智彦、係長　柏倉昌範、係員　谷澤貴子、係員　伊藤亜子

7　会議の概要

議長 （会長）	定刻になりましたので、１２月１８日に告示になりました、第４４７回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程１、諸般の報告でありますが、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第１、招集告示について、令和７年１２月１８日、上山市農業委員会告示第１２号により、令和７年１２月２５日、第４４７回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第２、出席告知について、令和７年１２月１８日付け農委第２７８号をもって、第４４７回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第３、総会資料の配付について、第４４７回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第４、総会出欠委員数について、委員定数１６人、現在出席委員１６人となっております。
議長	日程２、議事録署名委員の指名でありますが、上山市農業委員会総会会議規則第２９条の規定により、議長において、９番、山川光照委員、２番、江口勘四郎委員を指名いたします。
議長	日程３、議第１号、農地法第３条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第１号、農地法第３条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の１ページをお開きください１件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲渡人は宮城県仙台市在住の〇〇氏、無職、譲受人は原口に事務所を有する〇〇、農業です。上生居地内の畑１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第３条第２項各号には該当し

	ないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１０番　奈良崎洋一委員。
奈良崎委員	整理番号１について、現地調査の結果を報告します。１９日に〇〇の〇〇氏とお会いして現地調査を行いました。今年春に取得した田の隣接地で、今後も買い進めてまとまりしだいワインぶどう畑にするとのことです。特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程４、議第２号、農用地利用集積等促進計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第２号、農用地利用集積等促進計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の２ページをお開きください。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するものです。 ３０件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借であり、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。

	整理番号１について説明いたします。借り人は原口在住の○○氏、貸し人は金生西三丁目在住の○○氏であります。原口地内の田１筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号２について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。借り人は原口在住の○○氏、貸し人は中生居在住の○○氏であります。中生居地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号３について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長	整理番号３について説明いたします。借り人は皆沢に事務所を有する〇〇、貸し人は牧野在住の〇〇氏であります。牧野地内の畑１０筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号４及び６から８については関連がありますので、一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号４及び６から８については関連がありますので、一括して説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は牧野在住の〇〇氏、菖蒲在住の〇〇氏、楢下在住の〇〇氏、菖蒲在住の〇〇氏であります。牧野地内の田１筆、菖蒲地内の田２筆、楢下地内の田１筆について、賃借権又は使用貸借による権利を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号４及び６から８については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号５について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号５について説明いたします。借り人は相生在住の○○氏、貸し人は金生東二丁目在住の○○氏であります。皆沢地内の田２筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号５については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号９から２３については関連がありますので、一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号９から２３について説明いたします。借り人は皆沢在住の○○氏、貸し人は松山二丁目在住の○○氏、楢下在住の○○氏、○○氏、○○氏、○○氏、山形市在住の○○氏、楢下在住の法定相続人代表 ○○氏並びに○○氏、○○氏、○○氏、長井市在住の○○氏、楢下在住の法定相続人代表○○氏、山形市在住の○○氏、楢下在住の○○氏、皆沢在住の○○氏及び新庄市在住の○○氏であります。皆沢地内の田２筆、楢下地内の田２６筆、三上地内の田１筆について、賃借権又は使用貸借による権利を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号９から２３については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号２４について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２４について説明いたします。借り人は原口在住の〇〇氏、貸し人は原口在住の〇〇氏であります。原口地内の畑１筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２４については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。
議長	日程５、議第３号、農用地利用集積等促進計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第３号、農用地利用集積等促進計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の８ページをお開きください。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項により、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するものです。 ２件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた売買であり、転売者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支

	援センターです。 整理番号１について説明いたします。所有権の移転を受ける者は関根在住の○○氏、所有権の移転をする者は関根在住の○○氏であります。関根地内の畑３筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。
議長	日程６、議第４号、非農地判断について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第４号、非農地判断について説明いたしますので、議案書の９ページをお開きください。地区毎に現地調査をした結果、非農地と判断した農地について議案としたものであります。土地の所在、登記地目、台帳の現況、面積、所有者氏名、土地の状況、農地利用状況調査における判断をそれぞれ示してあります。 番号１から６は、高松地内の農地で、６筆７８９㎡です。 番号７から９は、弁天二丁目地内の農地で、３筆２，９５３㎡です。 すべて合わせて９筆、３，７４２㎡です。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑、意見があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。非農地判断についての番号

	１から９について、非農地と判断することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり非農地と判断することに決しました。
議長	日程７、報告第１号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第１号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の１０ページをお開きください。７件の届出がございました。 整理番号１について報告いたします。貸し人は下生居在住の〇〇氏、借り人は中生居在住の〇〇氏であります。下生居地内の畑１筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について報告いたします。貸し人は中生居在住の〇〇氏、借り人は中生居に事務所を有する〇〇であります。中生居地内の畑１筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３について事務局長より報告い

	たします。事務局長。
事務局長	整理番号３について報告いたします。貸し人は中生居在住の○○氏、借り人は藤吾に事務所を有する○○であります。中生居地内の田１筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号４から７は関連がありますので、一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号４から７について報告いたします。山形農業協同組合を通した転貸を行っていたもので、貸し人は楢下在住の○○氏、新庄市在住の○○氏、借り人は楢下在住の○○氏であります。楢下地内の田４筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程８、報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の１２ページをお開きください。１２件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号７から１１については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程９、報告第３号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第３号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の１３ページをお開きください。１件の届出がございました。 整理番号１について報告いたします。貸し人は中生居在住の○○氏、借り人は中生居在住の○○氏で、両者は親子であります。中生居地内の田１筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１０、報告第４号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第４号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の１４ページをお開きください。５件の申請がございました。 整理番号１について報告いたします。申請人は新町一丁目在住の○○氏であり、朝日台一丁目地内の畑１筆について申請があったものです。高齢者専用賃貸住宅を建設するため、平成２０年に４条の届出をしていましたが、地目変更を怠っていたものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について報告いたします。申請人は中山在住の○○氏であり、中山地内の畑２筆について申請があったものです。住宅を建設するため、昭和４４年に４条の許可を得ていましたが、地目変更を怠っていたものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について報告いたします。申請人は中生居在住の○○氏であり、中生居地内の畑１筆について申請があったものです。牛舎を建設するため、昭和５１年に５条の許可を得ていましたが、地目変更を怠っていたものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号４について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について報告いたします。申請人は長井市に事務所を有する○○であり、中山地内の田２筆、畑１筆について申請があったものです。前所有者が農業用施設の駐車場及び排水槽を整備するため、平成７年に５条の許可を得ていましたが、地目変更を怠っていたものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。次に、整理番号５について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号５について報告いたします。申請人は東京都八王子市在住の○○氏であり、須田板地内の畑１筆について申請があったものです。車庫を建設するため、平成５年に４条の許可を得ていましたが、地目変更を怠っていたものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

（終了時刻　午後１時５５分）

議事録署名委員

議事録署名委員